

第 14 号議案

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 87 条の規定に基づき、過料を科することに関し条例を制定したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(過料の額及び納期限)

第3条 前条に規定する過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前条に規定する過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。